

## 青少年育成大阪府民会議規約

(名 称)

第1条 この会議は、青少年育成大阪府民会議と称する。

(目 的)

第2条 この会議は、青少年問題の重要性にかんがみ、広く府民の総意を結集するとともに、青少年関係機関、団体等の連携を密にし、もって青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 この会議は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 青少年の社会参加活動を促進するための事業
- (2) 社会環境の浄化及び青少年の非行防止を図るための事業
- (3) その他、この会議の目的を達成するために必要な事業

(構 成)

第4条 この会議は、次のもの（以下、「参加団体等」という）をもって構成する。

- (1) 青少年関係機関
- (2) 青少年関係団体
- (3) この会議の主旨に賛同する団体及び個人

(参 加)

第5条 参加団体等になろうとする者は、常任委員会の承認を受けなければならない。

(退 会)

第6条 参加団体等で退会しようとする者は、退会届を会長に提出し、任意に退会することができる。

- 2 参加団体等のうち、団体が消滅した場合又は個人が死亡した場合は、退会したものとみなす。

(除 名)

第7条 参加団体等が、この会議の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をした場合は、常任委員会の議決により、これを除名することができる。ただし、その参加団体等に対し、除名の議決を行う常任委員会において弁明の機会を与えなければならない。

(会長及び副会長)

第8条 この会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は大阪府知事をもってあてる。
- 3 副会長は会長が任命する。
- 4 副会長の任期は2年とし、再任を妨げない。

(会長及び副会長の職務)

第9条 会長は会議の業務を総理し会議を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(開 催)

第10条 この会議は必要に応じて会長が召集する。

(常任委員会)

第11条 この会議の議決機関として常任委員会を置き、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算の決定
  - (2) 事業報告及び決算の承認
  - (3) その他この会議の運営について必要な事項
- 2 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。
  - 3 常任委員会は、会長が召集する。
  - 4 常任委員会の議長は会長がこれにあたる。
  - 5 常任委員会は、常任委員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。ただし、常任委員は、代理人にその権限を委任することができる。
  - 6 常任委員会における議事は、出席者の過半数の賛同を得て決する。可否同数のときは議長の決するところによる。

(常任委員)

第12条 常任委員は、会長が指名する。

2 常任委員の定数は、45名以内とする。

3 常任委員の任期は2年とし、補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。  
ただし、再任することを妨げない。

(監事)

第13条 この会議の会計及び会務執行の状況を監査するため、監事を置く。

2 監事は、常任委員の中から会長が指名する。

(専門会議)

第14条 この会議は、問題部門別に専門会議を開催することができる。

2 専門会議の決定事項については、会長に報告しなければならない。

(事務局)

第15条 この会議の事務を処理するため、事務局を、大阪府福祉部子ども家庭局子ども青少年課に置く。

(会計年度)

第16条 この会議の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費)

第17条 この会議に要する経費は、大阪府の負担及び寄附等その他の収入をもってあてる。

(規約の改正)

第18条 この規約は、常任委員会において出席者の4分の3以上の同意を得て改正することができる。

(補則)

第19条 この規約に定めるもののほか、この会議の運営について必要な事項は会長が定める。

(附則)

この規約は、平成5年4月1日から施行する。

(附則)

この規約は、平成13年4月1日から施行する。

(附則)

この規約は、平成15年4月1日から施行する。

(附則)

この規約は、平成16年3月26日から施行する。

(附則)

この規約は、平成17年4月1日から施行する。

(附則)

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

(附則)

この規約は、平成23年4月1日から施行する。

(附則)

この規約は、平成26年3月28日から施行し、平成25年8月5日から適用する。

(附則)

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

※参考

昭和42年11月15日 制定